

事 務 連 絡
令和3年4月16日

各学校施設開放運営委員会
会長・顧問 各位

神戸市教育委員会事務局総務部
政策調整担当課長 東 慎太郎

対外試合等交流活動の取扱いの変更について

平素は学校施設開放事業にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大が続いていることを踏まえて、対外試合等の交流活動の取扱いについて、中学校の部活動に準じ、4月19日より5月5日まで、下記の通り変更いたします。

【変更内容】

現 在：公式戦等を除き、対外試合等交流活動での利用は市内団体間についてのみ可能

↓

変更後：公式戦等を除き、対外試合等交流活動での利用は自粛

上記変更点にご留意いただき、その他事項につきましては引き続き、令和3年4月5日付事務連絡「まん延防止等重点措置実施下における学校施設開放事業について」に従って、対策を十分に講じながら安全で円滑な運営をお願いいたします。

担当 教育委員会事務局総務部総務課 政策係

TEL 984-0615

FAX 984-0618

参考

教委児第134号

令和3年4月16日

中・義務教育学校長 様

児童生徒課長

4月19日以降の部活動について（通知）

4月19日以降の部活動については、まん延防止等重点措置が適用されていることに加え、感染拡大が続いていることを踏まえて、中・義務教育学校における部活動は、5月5日までの間、下記のとおり実施することとします。部活動を実施するにあたっては、より一層、感染防止対策を徹底するとともに、生徒・保護者への丁寧な周知を通じて理解を得る活動になるようお願いいたします。また、生徒及び顧問教員・部活動外部指導員（以下、顧問教員等とする）の健康・安全を十分に配慮するとともに、併せて顧問教員等に周知徹底をお願いいたします。この取り扱いについては今後の感染状況等により変更する場合も考えられるため、その際には、速やかに通知いたします。

記

1. 基本方針

- (1) 土、日曜、祝休日の活動及び対外試合等は実施しない。
ただし、児童生徒課が認める公式戦等（別紙）への出場を除く。
- (2) 平日4日・2時間までとする。
- (3) 別紙以外で土、日曜、祝休日に開催される中体連及び中央競技団体等が主催する公式戦等への出場については、児童生徒課と協議する。
- (4) 負傷・事故防止の観点から、公式戦等への準備として活動が必要な場合は、児童生徒課と協議する。
- (5) 神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドラインに沿った活動とする。
- (6) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」および各種団体の感染症対策をもとに、感染防止対策を徹底する。

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」

～学校の新しい生活様式～（2020.12.3 Ver5）文部科学省

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

2. 特に留意する事項

- (1) 部員に体調管理を徹底させるとともに、体調がすぐれない場合は絶対に参加させない。また、新入部員に対しても、体調の変化を伝えやすい環境づくりに努める。
- (2) 更衣室・部室等は短時間・少人数で利用し、一斉に利用することは避ける。
- (3) マスクの着用（試合における応援時、軽い運動時、更衣時等）を徹底し、マスクを外しての発声を控えるようにする。また、手洗い・検温の実施、手指消毒を徹底する。
- (4) 食事の際のリスクが高いため、生徒同士の適切な距離を保ち、飛沫を飛ばさないように、静かに食べる。

参考

3. 活動にあたっての注意点

- (1) 免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導する。
- (2) 体育館などの屋内で活動する場合は、こまめな換気を行う（換気扇を設置している体育館での活動時は、必ず換気扇を使用する）。
- (3) 近距離で一斉に大声を出したり、向かい合っでの発声を控えるよう指導する。
- (4) 汗拭き用タオルや飲み物を共用しない。使用する用具等についても、生徒間での不必要な使い回しをさせない。
- (5) 活動時間（準備・片付けを含む）は、できる限り短時間で行い、活動後は速やかに帰宅させる。
- (6) 顧問教員等は、指導を行う際に感染予防に留意する。特に部員への指示は距離を確保して行う。
- (7) 活動先で生徒・顧問教員等に発熱等の感染が疑われる場合や感染が判明した場合に、学校・保護者がとるべき対応（付き添い・搬送・迎え等）を十分に考慮して計画する。